

## 令和7年度第6回総会（月例）議事録

日 時	令和7年8月28日（木） 午前10時開会
場 所	中央公民館地下 第2中会議室
出席委員 (18名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 浜田 春義 中村 敬志 平原 隆一 桑原 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 (1名)	林 大史
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方 主任 紹
農政総務課	
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第5条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 相続税の納税猶予に関する件 5 地域計画に係る意見書に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 農地パトロールについて

議長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、林委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、迫委員、浜田委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	---

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～7ページ 19件	
議長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>1ページ、番号1号につきましては、14番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>14番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(14番委員離席後)</p> <p>それでは、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：農業廃止、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1の1ページにありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、伊敷、18番委員お願いします。</p>

1 8 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、40 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、吉野、11 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、その他、その他、所有権移転、共有物分割。 番号 4 号、その他、その他、所有権移転、共有物分割。 番号 5 号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 7 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 以上です。
議 長	次に、桜島、4 番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、喜入、8 番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号 9 号、相手要望、その他、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、ベトナム国籍であるが、指宿市において会社を経営しており、在住資格も有している。現在の経営農地はありませんが、従来より近隣市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 10 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、県外住所であるが、実際は申請地に隣接している実家に居住している為、営農には支障をきたさないと判断いたしました。 番号 11 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。

議長	次に、松元、9番委員お願いします。
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、8年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は市外在住ですが、譲渡人とは親子の関係にあり、譲受人は週3、4回、譲渡人の介護のために実家を訪問しており、実家の裏の当該地を耕作します。</p> <p>番号14号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、農業廃止、相手要望、使用貸借権、期間20年。</p> <p>番号19号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが親族の農地の耕作を手伝いなどしながら20年以上の、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、</p> <p>今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「16番委員」挙手あり]</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	番号3、4、9ですが、申請事由にその他と記載がありますが、どういうのがその他になるのか教えてください。

吉野支局	<p>番号3、4ですが、申請事由は申請書に合わせております。申請事由に該当するものがない時は、その他としておりますので、それと合わせて記載しております。共有物分割は該当するものがないのでその他となり、備考欄に共有物分割と記載しております。</p> <p>共有物分割の説明ですが、この申請の譲渡人と譲受人は兄弟で、持分2分の1ずつの共有です。この共有分の権利を整理して、それぞれ単有にするという申請になっております。</p> <p>以上です。</p>
喜入支局	<p>番号9ですが、譲受人は外国の方で、他市で営農経験があり、それだと規模拡大となるのですが、所有する農地がなかったので、その他ということにしました。</p> <p>以上です。</p>
16番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第5条許可申請に関する件</b>  <b>8ページ～14ページ 19件</b></p>	
議長	<p>次に、議題2.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：資材置場 212. 77m<sup>2</sup>、転回場等 92. 23m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東…里道、西…原野、南…他人畠、北…市管理道路、境界…土留、雨水…里道側溝、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして補足説明をします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和7年6月から資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようないいよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、宅地分譲2区画 497. 00m<sup>2</sup>、東・北…雑種地、西…別件5条申請地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、庭敷地 1. 98m<sup>2</sup>、東・北…別件5条申請地、西…宅地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号4号、庭敷地 3. 18m<sup>2</sup>、東…雑種地、西…宅地、南…別件5条申請地、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号5号、庭敷地 2. 31m<sup>2</sup>、東・南・北…別件5条申請地、西…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号3、4、5の件について、まとめて補足して説明します。</p> <p>申請地は、番号2の申請地と先月、許可をした資材置場に隣接しております。</p> <p>その際に行った測量の結果、隣接する宅地の番号3、4、5が番号2及び資材置場に越境していたことが判明したことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようないいよう指導いたしました。</p> <p>番号6号、住家1棟 54. 65m<sup>2</sup>、庭敷地等 303. 35m<sup>2</sup>、東…雑種地、西…農道、貸人畠、南…宅地、北…貸人畠、他人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…公共下水道、使用貸借権。</p> <p>番号7号、住家1棟 118. 08m<sup>2</sup>、庭敷地等 249. 92m<sup>2</sup>、東…里道、西・北…宅地、南…他人畠、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家2棟 128. 81m<sup>2</sup>、庭敷地等 370. 19m<sup>2</sup>、東・南・北…渡人田、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、宅地分譲1区画 280. 00m<sup>2</sup>、東…宅地、渡人畠 西・北…渡人畠、南…市道、渡人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟88.98m<sup>2</sup>、通路78.26m<sup>2</sup>、庭敷地等479.02m<sup>2</sup>、東…雑種地、私道、宅地、西…宅地、貸人畠、南…農道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>申請人は、申請地を、妻の母から借り受け、自家を建築するに当たり、通路部分を除く、一般住宅建築に伴う転用面積の上限500m<sup>2</sup>を68m<sup>2</sup>超過しますが、分筆して農地として残したとしても、有効活用できないことから、やむを得ないと判断したものであります。</p> <p>番号11号、住家1棟150.00m<sup>2</sup>、通路161.00m<sup>2</sup>、庭敷地等213.00m<sup>2</sup>、東…他人畠、西…他人畠、水路、宅地、南…別件5条申請地、市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、建売住宅1棟110.96m<sup>2</sup>、通路161.00m<sup>2</sup>、庭敷地等265.04m<sup>2</sup>、東…他人畠、西…宅地、他人畠、南…市道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟91.92m<sup>2</sup>、庭敷地等228.08m<sup>2</sup>、東・北…貸人畠、西…他人畠、南…市道、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号14号、通路45.00m<sup>2</sup>、東…宅地、西…渡人畠、南…農道、北…山林、他人畠、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、交換。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、クヌギ250本1,736.00m<sup>2</sup>、東・西…宅地、山林、南…山林、里道、北…宅地、雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、貸資材置場143.00m<sup>2</sup>、貸端材置場70.00m<sup>2</sup>、既存倉庫1棟24.00m<sup>2</sup>、駐車場20.00m<sup>2</sup>、通路72.00m<sup>2</sup>、東…渡人田、西…北…市道、南…水路、境界…土留、雨水…水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、貸資材置場509.00m<sup>2</sup>、貸廃材置場331.00m<sup>2</sup>、通路296.00m<sup>2</sup>、東…市道、水路、西…里道、水路、南…里道、北…水路、境界…土留、雨水…水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、太陽光発電441.65m<sup>2</sup>、通路307.35m<sup>2</sup>、法面等155.00m<sup>2</sup>、東…里道、西…宅地、南…雑種地、北…里道、宅地、境界…土留、雨水…自然流下、地上権、有償。</p> <p>番号19号、車両置場235.00m<sup>2</sup>、東・南…他人田、西…県道、北…水路、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「16番委員」挙手あり]</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	番号1ですが、備考欄にエアコン関係の機材などが記載してあります。この方はこういうのを自営されているのでしょうか。
谷山支局	譲受人はいちき串木野市でエアコン関係の処分を生業にしております。その処分先が谷山港の方にあり、中間地点の五ヶ別府町に資材を溜めておいて、まとめて谷山港に運ぶために、一時置場として、今回申請されたものです。
16番委員	わかりました。
11番委員	番号18ですが、権利が地上権となっておりますが、所有権移転などとの違いを教えてください。

郡山支局	<p>太陽光発電施設につきましては寿命もありますので、土地自体を購入せずに、今回30年間ですが、この後に撤去することになります。今回の譲受人は、送配電のためだけに設置して、自社の工場用に送電するための太陽光発電施設になります。売電はしない。そうすると土地取得をしない形での転用となり地上権の設定となっております。</p> <p>一般的に、借地権は賃貸借に基づく「債権」であるのに対し、地上権は「物件」で所有者だけでなく第三者にもその権利を主張できる点で違いがあります。</p> <p>以上です。</p>
11番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 非農地認定に関する件</b>	
15ページ～18ページ 12件	
議長	<p>次に、議題3.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、5番委員お願いします。</p>
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：法面として約15年経過、現況雑種地。</p> <p>番号2号、調査結果：1259：杉、約50年経過、現況山林。1263-1：住家1棟、56年経過、現況宅地。1264：住家1棟、69年経過、現況宅地。</p> <p>1266-1：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林</p> <p>番号4号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 6 号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 7 号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、8 番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 9 号、雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 10 号、2718-4, 3633-1：杉、約 50 年経過、現況山林。 2821-2：ゴキ竹自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 11 号、雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、郡山、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 12 号、コサン竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 3. 「非農地認定に関する件」 12 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題 4. 相続税の納税猶予に関する件</b> <b>19 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 4. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、11 番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>19ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農の継続を行っている場合に、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予する制度であります。</p> <p>この制度を受けようとする相続人は、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨の届出書を税務署に提出する必要がありますが、その際に農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている証明書」を添付することになっております。</p> <p>今回、1件の申請があり、令和7年8月12日に、15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>相続開始年月日は、平成27年11月20日、今回が4回目の発行でございます。</p> <p>特例適用農地1につきましては、ウコン作付中でございました。</p> <p>特例適用農地2は、ビニールハウスが5棟あり、水菜、ブロッコリー、ホウレンソウを作付予定ということでございました。また露地ではニガウリ作付中でございました。</p> <p>特例適用農地3は、ダイコンを作付予定のことでした。</p> <p>特例適用農地4、5及び6は継続地であり、硬質ハウスが1棟、ビニールハウスが2棟あり、それぞれ水菜作付中、作付予定でございました。</p> <p>また、露地にはホウレンソウを作付予定のことでした。</p> <p>したがいまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<b>議題5. 地域計画に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料2 25件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題5.「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>まず初めに、地域計画について、簡単に概要を説明いたします。</p> <p>地域計画とは、地域の話し合いにより、地域農業の将来のあり方や、農地1筆ごとに将来の利用者を決めた目標地図などを定めた計画であり、本市では、令和6年度末までに、76地区で地域計画が策定されています。</p> <p>実際に地域計画をご覧いただきたいので、別冊資料2-1の31ページをお開きください。</p> <p>こちらが吉田の東佐多浦、西佐多浦北部の地域計画を策定したものになります。</p> <p>31ページから36ページにかけて、地域農業の将来の在り方や目標値、耕作者一覧などを記載しております。また、37ページ目をお開きいただきたいのですが、これが目標地図であり、誰がどの農地を管理するのかを位置付けてあります。</p> <p>地域計画は、作成して終わりではなく、地域での話し合いを継続することにより、計画の実現に向けてプラスアップをしていくことが重要であります。</p> <p>今後、各地区で話し合いが開催されると思いますので、委員のみなさまのご参加とご協力をお願いします。</p> <p>この地域計画については、地域農業の将来の在り方や利用者などに変更が生じた場合、農業委員会を含む関係機関の意見を聴取するなどの変更手続きが必要となります。</p> <p>7月末に25地区の地域計画において、農地利用者などの変更の申し出がありましたので、これから変更の内容を説明いたしますが、大変申し訳ありませんが、資料の修正があります。</p> <p>12ページの本名後北部の地域計画の主な変更点1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等の2つ目の現状の集積率について20.8%から34.4%となっておりますが、8.2%から8.7%の間違いです。お手数をおかけしますが、修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、各地区の変更点について、内容を説明いたします。</p>
吉田支局主任	<p>吉田地域の地域計画についてご説明いたします。</p> <p>5ページをお開き下さい。</p> <p>東佐多浦、西佐多浦北部の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が7.7%から6.1%に減少しています。担い手1名が貸借解除したためです。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の25筆の耕作者が変更となっております。6ページをお開き下さい。</li> </ol> <p>西佐多町塩杣の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の3筆の耕作者が変更となっております。7ページをお開き下さい。</li> </ol> <p>西佐多町南部の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の12筆の耕作者が変更となっており、2筆において新たな耕作者を設定しております。</li> </ol> <p>8ページをお開き下さい。</p>

	<p>本城の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の12筆の耕作者が変更となっております。 9ページをお開き下さい。</li> </ol> <p>本名前の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が0.0%から1.5%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の2筆の耕作者が変更となっており、2筆において新たな耕作者を設定しております。</li> </ol> <p>10ページをお開き下さい。</p> <p>本名後西部の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が20.8%から34.4%に増加しています。担い手2名への集積及び1名の利用者が認定農業者に設定されたためです。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の24筆の耕作者が変更となっており、4筆において新たな耕作者を設定しております。また本名町5485-4を地域計画から除外しております。</li> </ol> <p>11ページをお開き下さい。</p> <p>本名後南部の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の7筆の耕作者が変更となっております。</li> </ol> <p>12ページをお開き下さい。</p> <p>本名後北部の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が8.2%から8.7%に増加しています。担い手2名への集積が図られたためです。また神園集落に関する農地の遊休化の現状を追記しています。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の15筆の耕作者が変更となっており、7筆において新たな耕作者を設定しております。また3筆の耕作者を未定に変更しております。</li> </ol> <p>13ページをお開き下さい。</p> <p>宮之浦の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が7.7%から13.2%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、当地域内の1筆の耕作者が変更となっております。</li> </ol> <p>以上です。</p>
--	---

桜島支局主任	<p>桜島地域の地域計画についてご説明いたします。</p> <p>14ページをお開き下さい。</p> <p>桜島小池の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、桜島小池町1307外3筆が地域計画へ編入されます。当該農地は変更前の区域と近接していないが、耕作がされており、編入によって地域の活性化が期待されるためです。</li> </ol> <p>15ページをお開き下さい。</p> <p>桜島赤生原の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、桜島赤原町593外1筆の耕作者が変更となっております。</li> </ol> <p>16ページをお開き下さい。</p> <p>桜島武の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、桜島武町101-1が地域計画へ編入されます。当該農地は変更前の区域と近接していないが、耕作がされており、編入によって地域の活性化が期待されるためです。</li> </ol> <p>以上です。</p>
喜入支局主任	<p>喜入地域の地域計画についてご説明いたします。</p> <p>全6地域で、地域計画が策定されておりますが、今回変更になるのは、5地域になります。</p> <p>変更に関しましては、17ページから21ページまでに記載しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更なしが1地域、増加は3地域、減少は1地域になります。増加になった理由は、担い手への集積が図られたためです。減少になった理由は、担い手が賃借の解除をしたためです。</li> <li>2. 目標地図については、地域のは話合いの結果、当初とは別人が耕作することになったため、耕作者が変更となったのが主な理由です。</li> </ol> <p>以上です。</p>
松元支局主任	<p>松元地域の地域計画についてご説明いたします。</p> <p>22ページをお開き下さい。</p> <p>上谷口町谷頭原の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が65.7%から68.1%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、上谷口町2446-1外4筆の耕作者が変更となり、上谷口町4674-2において新たに耕作者を設定しております。</li> </ol> <p>23ページをお開き下さい。</p> <p>石谷・福山（畑）の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が82.3%から82.8%に増加しています。担い手以外が利用する農地の除外などによるためです。</li> <li>2. 目標地図については、石谷町4929-2が新たに編入されています。また石谷町3288外2筆が、地域計画から除外されています。</li> </ol>

	<p>24ページをお開き下さい。</p> <p>入佐（畑）の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が77.4%から77.8%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、入佐町988-6外3筆の耕作者が変更となっており、入佐町1519が新たに編入されています。</li> </ol> <p>25ページをお開き下さい。</p> <p>直木（畑）の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が64.7%から64.9%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、直木町2860-7外1筆の耕作者が変更となっており、直木町3155-2が新たに編入されています。</li> </ol> <p>26ページをお開き下さい。</p> <p>春山町桟敷原の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が44.2%から45.1%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、上谷口町2127-4において新たに耕作者を設定しております。</li> </ol> <p>27ページをお開き下さい。</p> <p>四元（田）の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が13.6%から13.8%に増加しています。担い手1名への集積が図られたためです。</li> <li>2. 目標地図については、四元町2289-1の耕作者が変更となっており、ます。</li> </ol> <p>28ページをお開き下さい。</p> <p>四元（畑）の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については変更ありません。</li> <li>2. 目標地図については、四元町5-7が新たに編入されています。</li> </ol> <p>以上です。</p>
郡山支局主任	<p>郡山地域の地域計画についてご説明いたします。</p> <p>29ページをお開き下さい。</p> <p>花尾1の地域計画の主な変更内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積状況等については、現状の集積率が1.2%から1.1%に減少しています。担当者以外が利用している農地を編入するためです。</li> <li>2. 目標地図については、花尾町1846-4が新たに編入されています。</li> </ol> <p>以上です。</p>
農政総務課	以上で説明を終わります。

議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題5.「地域計画に係る意見書に関する件」25件につきましては、原案どおり決定いたします。</p>
<b>議題6. 農用地利用集積等促進計画に関する件</b> <b>別冊資料3 18件</b>	
議長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。 別冊資料3の1ページをご覧ください。 令和7年11月1日から貸付予定の農地になります。 賃貸借権8筆、12,472.00m<sup>2</sup>、使用貸借権21筆、 17,812.00m<sup>2</sup>、合計17件、29筆、30,284.00m<sup>2</sup>となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、2ページから 63ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 次に、64ページをご覧ください。 令和7年10月1日から貸付予定の農地になります。本来、この件については、 7月の総会で審議するべきものでしたが、書類に不備があり、総会に資料の提出 が間に合いませんでした。この件については、継続の貸借であったため、鹿児島 県地域振興公社と協議を行い、例外的に今回の総会で審議していただき承認され れば、10月1日から貸付予定の農地になります。 1件、使用貸借権2筆、1,138.00m<sup>2</sup>となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、65ページか ら67ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>

事務局	<p>補足します。13ページをご覧ください。</p> <p>上方の出し手と下の方の利用権を設定する土地の甲以外の権限者と二人名前があります、本来ならこの下の氏名の横に同意したという押印があるべきなのですが、これがない状態で議案を提出させていただいております。これにつきましては、元々の所有者がお亡くなりになりました、この二人が相続人ですが、下の方に連絡が取れません。法律でこのような場合は、公示をして、権利のある人は名乗り出てくださいということで、2か月間の公示をしましたが、下の方との連絡が取れない状態でした、このような場合は、法律で、下の方は申し出なかつたが、納得はしたんだというように見なすことができるという規定になっております。そういうことで、押印がないまま議案として提出させていただいているところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農用地利用集積等促進計画に関する件」18件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 20ページ 1件	
議 長	次に、報告事項1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、喜入、8番委員お願ひします。
10番委員	報告します。20ページです。 照会日：令和7年7月24日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年8月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 21ページ～23ページ 11件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 24ページ～32ページ 17件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 33ページ 1件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 34ページ～46ページ 17件	
議 長	次に、報告事項2 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5 「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	21ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田18筆、14, 202. 00m <sup>2</sup> 、畝56筆、 28, 283. 00m <sup>2</sup> となっております。取得した事由別数は、相続が11件、 権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無 が10件となっております。 22ページから23ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事務局	<p>次に、24ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が2件、その他が3件、合計5件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が8件、駐車場、資材置場が各1件、その他が2件、合計12件となっております。</p> <p>25ページから26ページは、4条関係5件、27ページから32ページは、5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、33ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、34ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権1件、1筆、1,060.00m<sup>2</sup>、使用貸借権16件、35筆、31,153.00m<sup>2</sup>、合計17件、36筆、32,213.00m<sup>2</sup>です。</p> <p>35ページから46ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b>  <b>別冊資料4 105件</b></p>	
<p><b>7. 農地パトロールについて</b>  <b>別冊資料5</b></p>	
議長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について別冊資料4、</p> <p>報告事項7「農地パトロールについて」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計105筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項7「農地パトロールについて」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をお開き下さい。</p> <p>実施期間ですが、令和7年9月22日（月）から9月30日（火）までを中心といたします。</p> <p>調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遊休農地の調査は、写真を撮り現況記録簿に記録。</li> <li>② 無断転用農地は、無断転用調査票に記入。</li> <li>③ 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、別紙利用変更届出調査票に記入します。</li> </ul> <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等対して今後の活用について意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、1ページから4ページまでに記載しておりますので、お目通しをお願いします。</p> <p>暑い時期でございますので、熱中症、交通事故のないように実施していただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時05分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>・令和7年度第7回総会（月例）開催日時は、 9月29日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>8月26日付の事務連絡が全国農業会議の方から参りまして、内容が農業委員会の法令順守の実施についての注意喚起になります。</p> <p>今年度、農地利用最適化推進委員により、農地への不法投棄による逮捕、起訴された事例とか、農業委員会事務局職員による偽証の有公文書作成など不祥事が相次いでいるということもありまして、総会等で法令順守について注意喚起をして欲しいということでした。6月に開催されました合同委員会でも令和7年度鹿児島市農業委員会の重点活動方針の中で、法令順守ということは謳っておりまして、この中で公務員として常に規律を守り、法令を順守し、市民に対して公平公正に対応するようにと規定しておりますので、改めて委員の皆様も法令順守の徹底の方をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時10分）</p>